

## 【1】支援金の目的と対象となる施設・事業所

番号	項目	質問内容	回答
1	目的	支援金の目的は？	物価高騰対策の影響を受けている介護サービス施設、事業所の内、介護報酬や補助の単価が公定単価で定められているため、物価高騰に伴うそれらの改訂が速やかに実施されない施設・事業所に対する支援が目的です。但し、より物価高騰の影響を受けやすい施設・事業所に重点を置いているため、一部対象となっていない事業所があります。
2	対象施設・事業所	支援金の対象施設・事業所は？	貴法人が静岡県内で運営する介護サービス施設・事業所の内、支援金交付要綱に記載された要件を充足するものが対象となります。
3	対象施設・事業所	以下の事業所が支援金の対象となっていない理由は？ ①保険医療機関がみなし指定をうけている訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所 ②居宅療養管理指導事業所	いずれも保険医療機関や保険薬局の併設事業所であり、支援の必要性は本体である医療機関や薬局を所管する部局で検討することであるため、支援の対象外としました。
4	対象施設・事業所	以下の事業所が対象となっていない理由は？ ①福祉用具貸与事業所 ②特定福祉用具販売事業所	福祉用具貸与事業所は、介護サービスと無関係な事業所(工務店等)に併設する事業所も多く、また、福祉用具貸与事業所の貸与価格については、国が設けている上限額が、同時に公表されている全国平均額より高く設定されており、その範囲内で貸与価格を見直すことが可能だからです。 なお、特定福祉用具販売事業所は、ほとんどが福祉用具貸与事業所と一体であり、かつ介護報酬を受け取っている事業所では無いため対象外としました。
5	対象施設・事業所	以下の事業所が対象となっていない理由は？ ・総合事業の指定事業所で訪問介護や通所介護等の指定を受けておらず訪問型サービスや通所型サービスだけを行っている事業所	総合事業のみを行う指定事業所は数が少なく、指定権者である所在市町が一番状況を把握しているため、当該市町が自ら必要性を判断して支援すべきものと考えて県の支援の対象外としました。
6	対象施設・事業所	以下の施設が対象となっていない理由は？ ・特定施設入居者生活介護事業所や地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、あくまでも私人間の契約で居室料等の価格を決める事ができるため、基本的に支援金の対象外です。但し、例外的に介護報酬で介護サービスを提供している特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所については、その利用者数(実数)に応じて支援金の対象としています。
7	対象施設・事業所	併設型短期入所生活介護事業所が単独型短期入所生活介護事業所と異なり単独で支援の対象となっていない理由は？	支援金は、より物価高騰の影響を受けやすい施設・事業所に重点を置いているため、小規模な施設・事業所に手厚い制度としており、一定規模以上の施設・事業所については、支援金の上限額が設けられています。そこで、併設型短期入所生活介護事業所については、定員が100人を超える入所施設との公平を図るため、定員を本体施設と合算して取り扱うこととしています。

番号	項目	質問内容	回答
8	対象施設・事業所	短期入所療養介護事業所が対象となっていない理由は？	短期入所療養介護事業所には、指定事業所が2つだけ（内訳：介護老人保健施設1、保険医療機関1）であり、他は介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）と保険医療機関のみなし指定事業所です。保険医療機関に対する支援の必要性については、所管する部局で検討することであるため、支援の対象外としました。また、介護保険施設の短期入所療養介護事業所については、ほとんどが空床利用であるため支援の対象外としました。
9	対象施設・事業所	同じ建物内で、訪問介護と訪問入浴介護の事業を実施している場合はどうなるのか。	訪問介護事業所と訪問入浴介護事業所の2つの事業所それぞれが支援金の対象となります。
10	対象施設・事業所	政令市（静岡市、浜松市）内に所在する軽費老人ホームは対象にならないのか。	政令市（静岡市、浜松市）内に所在する軽費老人ホームは対象となりません。 ただし、特定施設入居者生活介護の指定を併せて受けている場合は、特定施設入居者生活介護事業所として支援金の対象となります。地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を併せて受けている場合も同様です。
11	対象施設・事業所	政令市（静岡市、浜松市）外に所在する県所管の軽費老人ホームは支援金の対象となるが、特定施設入居者生活介護の指定を併せて受けている場合はどちらのサービスが支援金の対象となるか。	県所管の軽費老人ホームで特定施設入居者生活介護の指定を併せて受けている場合は、軽費老人ホームとして支援金の対象となります。県所管の軽費老人ホームについては特定施設入居者生活介護の施設種別では支援金を申請できませんので、御注意ください。 県所管の軽費老人ホームで地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を併せて受けている場合も同様です。
12	対象施設・事業所	旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で同一建物内に従来型とユニット型の施設があるが、それぞれの施設毎に支援金の対象となるのか。	旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で従来型施設とユニット型施設を併せて運営している場合は、それぞれの施設毎に支援金の対象となります。交付限度額もそれぞれの施設毎に適用されますので、申請する際は別施設として定員を分けて記載してください。
13	対象施設・事業所	上記のような旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で短期入所生活介護事業所を併設しているが、従来型施設とユニット型施設のどちらの施設の併設事業所として考えたら良いか。	併設短期入所生活介護事業所が従来型であれば従来型施設の併設事業所として、併設短期入所生活介護事業所がユニット型であればユニット施設の併設事業所として扱ってください。
14	対象施設・事業所	介護老人保健施設で併設短期入所療養介護事業所は対象外となるが、短期入所生活介護事業所を併設している場合は対象になるか。	介護老人保健施設で短期入所生活介護事業所を併設している場合は対象となります。この場合、申請の際は介護老人福祉施設の定員と併設短期入所生活介護事業所の定員を合算して申請額（支援金上限額）を算定します。
15	対象施設・事業所	空床型の短期入所生活介護事業所は対象とならないのか。	空床型の短期入所生活介護事業所は対象外です。単独型及び併設型の短期入所生活介護事業所についてのみ、支援金の対象となります。（併設型短期入所生活介護事業所については本体施設と定員を合算して算定します。）

## 【2】 支援金の金額や使い道と精算方法

番号	項目	質問内容	回答
1	支援金の金額	支援金は月額か年額か？金額はいくらか？	支援金は年額です。 支援金の金額は、訪問介護等の訪問系事業所と居宅介護支援事業所は定額で3万円、通所系事業所は定員1人当たり4千円で上限が16万円、介護保険施設や居住系事業所は定員(特定施設と地域密着型特定施設は10月の平均実利用者数)1人当たり8千円で上限が80万円、単独型短期入所生活介護事業所の上限額は20万円、小規模多機能・看護小規模多機能の上限額は12万円です。
2	支援金の金額	年額にしては金額が少なくないか？	物価高騰が県内の多種多様な事業者を直撃している中において、介護サービス施設・事業所に対する支援金は、小規模な事業所に主眼をおいた特例的なものです。金額については、県の財政状況も踏まえて決まったものであり、御理解をお願いします。
3	支援金の金額	小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所に訪問系事業所分の3万円を加算していない理由は？	小規模多機能型居宅介護事業所における訪問サービスの比率は低いため支援金の額に反映させていません。また、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その半分以上が訪問看護事業所併設型であり、別途支援金の交付がなされています。
4	支援金の使い道	支援金の使い道について、制限はあるのか？また、それを確認するための資料を提出する必要があるのか？	支援金の使い道は、対象となる施設・事業所に係る物価高騰分の補填全般です。光熱費、食料費、燃料代等の物価高騰分に充当が可能です。また、使い道を確認するための資料の提出は、不要です。但し、本来の使い道以外に利用したことが判明した場合は、支援金の返金を求めることになりますので、注意してください。

## 【3】 支援金の申請手続き

番号	項目	質問内容	回答
1	申請の方法	支援金の支給（交付）申請はどのように行うのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は、基本的に法人単位でしか受け付けません。</li> <li>・申請者は、県のホームページから指定の申請様式を入手し、必要事項を入力の上、申請受付窓口へ提出してください。併せて県のホームページに記載されている支援金振込口座に関する書類を提出してください。</li> <li>・申請受付窓口への申請書等の提出は、郵送をお願いします。（※郵送のみの受付です。）</li> </ul> <p>&lt;郵送先&gt; 〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル3F 介護サービス事業所等物価高騰対策支援金事務局</p>
2	申請書の作成方法	申請書に押印は必要か？	押印は不要です。
3	支援金の振込口座	支援金の振込口座は運営法人の代表者名義でなければいけないか？	基本的に運営法人の代表者名義としてください。なお、代表者や職員の個人名義の口座には、振込を行いません。
4	支援金の支払時期	支援金はいつ振り込まれるのか？	令和5年2月末までに振り込む予定です。

#### 【4】支援金の併給他

番号	項目	質問内容	回答
1	支援金の併給	県内市町によっては、独自に物価高騰対策の補助や支援を行っているところがあるが、それらと県の支援金の併給は可能か？	県としては、併給が可能であると考えています。 但し、補助や支援を行っている市町には、併給の際のルールを決めているところがあるので、各市町の指示に従ってください。
2	支援金の継続予定	支援金は、来年度も実施されるのか？	今回の支援金は、激変緩和のためあくまでも特例的に実施するものであり、現時点において来年度における実施の予定はありません。